

島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する取扱要項

(平成16年4月1日学長決裁)
[令和7年2月7日最終改正]

(趣旨)

- 1 学則(平成16年島大学則第2号)第32条第3項の規定に基づく島根大学と島根県立大学との間における単位互換の実施については、島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する協定書、島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する協定書についての覚書及び学生交流取扱要項に定めるもののほか、この要項の定めるところにより取扱うものとする。ただし、医学部にあっては、この要項を適用しない。

(単位互換科目)

- 2 島根県立大学(以下「県立大学」という。)において開講される授業科目のうち、単位互換により島根大学(以下「本学」という。)の学生が履修することができる授業科目を単位互換科目とする。

(出願手続)

- 3 学生による出願の手続きは、次のように取扱うものとする。
 - (1) 特別聴講学生として県立大学に入学を希望する学生は、単位互換科目表及びシラバスを参照のうえ、県立大学が定める次の出願書類等を取り揃えて教育・学生支援部教育企画課に提出しなければならない。
 - ① 特別聴講学生願書
 - ② 県立大学が必要とする書類
 - (2) 出願期限は、入学希望月の区分により次の表のとおりとする。ただし、出願期限の日が土曜日に当たるときは、その翌々日、日曜日又は休日に当たるときはその翌日とする。

入学希望月	出願期限
4月入学希望者	1月31日
10月入学希望者	6月30日

(履修科目の変更及び追加)

- 4 学生が履修科目の追加及び変更を希望する場合には、原則として4月入学分については2月末日までに、10月入学分については8月末日までに県立大学が定める履修科目変更願を提出しなければならない。ただし、履修科目変更願提出後において、やむを得ない事情があると認められた場合には、追加又は変更を許可することがある。

(履修制限)

- 5 1年次生は、履修できないものとする。
- ### (単位認定等の取扱い)
- 6 単位互換科目の単位認定等については、次のように取扱うものとする。
 - (1) 学部長は、県立大学の成績通知に基づき教授会の議を経て単位の認定を行うものとする。
 - (2) 単位互換科目の単位は、原則として全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目の単位として認定する。
 - (3) 前号の規定に関わらず、全学基礎教育科目の選択科目又は専門教育科目の選択科目の単位として認定することができる。ただし、この場合、全学基礎教育科目の選択科目にあっては大学教育センター長、専門教育科目の選択科目にあっては当該学部長が予め承認した場合に限る。
 - (4) 単位互換科目の単位数は、県立大学の単位数とし、その成績評価については、次のとおりとする。

県立大学の評価	本学の評価
秀（90点以上）	秀
優（80点以上90点未満）	優
良（70点以上80点未満）	良
可（60点以上70点未満）	可
不可（60点未満）	不可

- (5) 単位認定する授業科目名は、県立大学の授業科目名とする。
- (6) 学部長は、単位の認定を行ったときは、当該学生に単位認定書（別紙様式）を交付するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月10日一部改正）

この要項は、平成17年3月10日から実施し、平成16年12月22日から適用する。

附 則（平成18年3月30日一部改正）

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成20年2月27日一部改正）

- この要項は、平成20年4月1日から実施する。
- 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する取扱要項第6項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月16日一部改正）

- この要項は、平成24年4月1日から実施する。
- 平成23年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）及び平成24年度に生物資源科学部以外の学部に入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）については、この要項による改正後の島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する取扱要項第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月26日一部改正）

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日一部改正）

この要項は、令和元年9月30日から実施し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和6年1月9日一部改正）

- この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 令和5年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む。）については、改正後のこの要項第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月7日一部改正）

- この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別紙様式

単 位 認 定 書

学部

学科・課程

氏名

認定する科目及び単位数				
科目区分等		授業科目	単位数	評価

上記の授業科目及び単位数について、本学において修得したものとして認定する。

年 月 日

学部長

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。